
平成20年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

平成20年3月6日 (木曜日)

議事日程(3)

平成20年3月6日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】(13名)

1番 辻本 一夫 2番 貝掛 俊之 3番 田島 憲道 4番 小田 武人
5番 岡 夏子 6番 今井 保利 7番 川上 誠一 8番 松上 宏幸
9番 本田 哲也 10番 益田美恵子 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志

【欠席議員】(なし)

【欠員】(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 武谷久美子

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	安高直彦	会計管理者	野口浩俊
総務課長	嵐 保徳	企画課長	鶴原洋一	財政課長	占部義和
建設課長	三友伸一	上下水道課長	鶴原光芳	産業観光課長	北村 敬
税務課長	守田俊次	健康対策課長	竹野正己	住民課長	中西 学
環境福祉課長	木戸哲雄	学務課長	富永秋則	社会教育課長	内海猛年
病院事務長	小池健二	競艇施設課長	菊池省三		

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

昨日に引き続き、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により、質問を許します。まず5番、岡議員の一般質問を許します。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

おはようございます。5番、岡夏子、一般質問を行います。

まず今回の談合事件についてお尋ねいたします。

昨年9月の庁舎改修に伴う仮庁舎仮設工事の入札に絡んで、1月末に談合疑惑が発覚し、業者と建設課の担当係長が逮捕、起訴されておりますが、その経過とこれまでの町の対応をお尋ねいたします。

次に、今回の談合事件により、町民の町に対する信頼は失墜していると思われます。町長は事件をどのようにとらえ、責任をどう果たされるのかお尋ねいたします。

2番目に、入札契約の制度見直しについて。まずその後の談合事件の捜査で、情報漏洩が常態化していた疑いが報道されましたが、これまで職員への法令遵守や倫理の指導監督及び町と関係する業者の指導啓発はこの間どのように行ってこられたのかお尋ねいたします。

2番目に、談合防止策について、罰則規定や違反、契約違反などのペナルティー強化及び入札監視のための第三者委員会設置などを再度求めますが、町はほかの防止策も含め、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

3番目に、入札結果の公表内容や理由書がつけられていない随意契約結果表、契約変更に関する公表のあり方など入札契約に関して積極的な情報公開とは言えない現状です。町のホームページの掲載内容も含めた入札契約の透明化の施策をお尋ねいたします。

最後に、職員倫理条例の制定について。今回の談合事件で設計価格を知り得る職員の関与が発覚したことは、管理監督者の責任は重いと思われます。失われた町への信頼を回復するため、また職員の職務に関する倫理の確立のため、違法かつ不正な要求を拒否するなど必要な措置を講じて職員が公正な職務を遂行できるよう、職員倫理条例の制定を求めますが、見解をお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長 安高 直彦君

それでは、私の方から庁舎改修仮設工事建築にかかわる談合事件の経過の概要について、ご説明を申し上げます。

1月の28日に、県警の捜査員が本庁を来庁されまして、関係書類の任意提出を求められています。その28日に今回の工事の受注者であるコア企画の川原社長が競売入札妨害の談合容疑で逮捕されたという一部新聞の報道等を契機に、各新聞、テレビ各社が取材のために殺到したわけでございます。で、町長、副町長の私、不在のために、翌29日に記者会見をすることを約束しまして当日は退庁をお願いしたものでございます。翌29日に10時から記者会見を行いまして、その対応いたしましたのは、私と財政課長、それから建設課長、総務課長が対応をいたしまして、記者等の質問に答えたところであります。その後、午後から役場の方に家宅捜査を受けまして、関係書類等々を押収されております。

2月の1日になりまして、いわゆる今回の工事のメンバーであります赤星建設の赤星社長が、同じく競売入札の談合容疑で逮捕という新聞報道が翌2日にされております。

それから2月の10日に、いわゆる午後6時50分に本町の岡本係長が、競売入札妨害の偽計容疑ということで逮捕をされたという一報が私の方に入りました。これはそのときの内容ですが、工事の入札を巡って大まかな設計金額を建設会社の社長に漏らしていた疑いが強まって入札妨害の疑いで逮捕されたという一報が7時40分ごろある報道機関から私どもに入りまして、今後の対応を一応協議をしたということでございます。翌11日に記者会見を行いまして、その折は町長、それから私以下関係職員で対応いたしました、その折に町長からも、まことに遺憾でトップとしての責任を痛感するとともに、住民の皆さんに大変申しわけないと思うというような、冒頭記者会見の中で述べております。

それから2月の18日になりまして、今回の業者であります川原良一、赤星両容疑者が競売入札妨害の談合罪で、地裁の飯塚支部に起訴されたと。そして、残りの5業者が同じような妨害で略式起訴されて、50万の略式命令を受けたと、これが2月19日の新聞で承知したわけでございます。この2月のこの間におきまして、いろいろと関係書類については、数度にわたりまして任意提出をいたしております。

またこの間、町の関係職員7名に対して、いわゆる事情聴取がございましたので、それに7名が一応応じたということでございます。

それから3月の2日に競売入札妨害罪で福岡地裁の田川支部に先ほどの岡本係長が起訴をされ

たということを新聞報道等で承知しております。

以上、このような流れでございますが、私どもといたしまして、新聞等の報道に基づきまして承知するしかないというのが現状でございます、今お話ししたのはすべて報道関係等の情報に基づいて回答させていただいておるということでございます。

それからあとは、先ほどのこれまでの町の対応ということでございますけれども、町の対応といたしましては、捜査に協力をして事実の解明に努めるということと、組織を挙げて全力でこの再発防止対策に取り組むということを行っております。

また基本的には、職員の意識改革と入札制度改革の二本立てで改革を図っていくことになりそうです。昨日来、いろいろとご質問に対してお答えしておりますように、談合を防止するためのコンプライアンスの徹底が必要ということで職員の倫理条例の制定、これについても制定をするということで決定をいたしております。

それから職員に対する綱紀粛正の適用を図るということで、いわゆる職員、課長会議並びに通達等で周知徹底をするようにいたしております。

それからあと入札制度改革につきましては、昨日もいろんなご質問がありましたように、財政課長からお答えしたとおり、一般競争入札の対象工事金額の引き下げ、予定価格及び制限価格の事前公表の可否、それから一堂に会してのメンバー説明会の廃止、それから指名業者の構成についての一定割合の町外選定することの可否、もろもろにつきまして、資格審査委員会、それから関係者で協議をして4月1日の施行に向けて現在検討をいたしているところでございます。

それで、あと業者への対応でございますが、いわゆる指名停止措置を芦屋町の指名停止等の措置要綱に基づきまして、それぞれ関係しました業者につきましては、指名停止の措置をとっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

2点目の町長は、今回の事件をどのようにとらえ、責任をどう果たされるのかというお尋ねでございますが、このことにつきましては、議会初日の施政方針、それから昨日の辻本議員、それから川上議員のご質問の折にもお話し申し上げましたように、この件につきまして、町政への信頼を著しく傷つけ、住民の皆さん初め多くの方々に多大なるご迷惑をおかけしたことについては反省し、おわびを申し上げたところであるわけでありませう。

それから責任をどう果たされるかということでございますが、今副町長の中にもございましたように、入札制度、この入札制度の改革というのは、実は昨年来より財政課長に依頼しまして、

本年4月より実施するよういろいろ資料等を取り寄せ準備をしておったわけですが、職員のいわゆる逮捕ということになりまして、なお一層、昨日の川上議員の質問にもありましたように、職員の倫理規定、倫理条例、これからお人事のいわゆる膠着がないという人事、それから組織のあり方等々を検討いたしまして、今後二度とこのようなことが起こらないよう施策を実施して研鑽をいたしていくつもりでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

それでは、2点目の入札制度の見直しについての1点目の、職員の法令遵守や倫理の指導監督についてどのように行ってきたのかということと、一番最後の職員倫理条例の制定についてあわせてお答えさせていただきます。

職員の法令遵守や倫理の指導監督はどのように行ってきたのかということにつきましては、先日川上議員の一般質問の際にお答えしましたとおりに、職員は地方公務員法で服務が厳しく定められており、当然法令遵守をするように指導監督しておったところでございます。

さらに選挙時や、年末、あるいはそういった全国の公務員等の不祥事の折に触れまして、綱紀粛正に関する通達を出しまして、町民の皆様方に疑惑や不信を与えることのないように指導もしておりました。しかしながら、こういうような事件が起こりましたので、これを反省点といたしまして、今町長、副町長、いろいろ昨今、先日も申しましたとおりに改善策を出して、このようなことのないように努めていくところでございます。

続きまして、職員倫理条例の制定についてでございます。職員倫理条例の制定につきましては、昨日川上議員にお答えしました、また本日町長、副町長からもお答えがあったとおりに、昨今そういうつくられている、条例化されました自治体のよいところを十分に参考にいたしまして、さらに透明度の高い倫理条例の制定を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

入札制度、契約制度の見直しの1点目の項が、町と関係する業者の指導啓発はどのように行ってきたのかということについてお答えします。

まず指名競争入札の場合は現場説明会というのを開催しますが、その折に注意事項という表題と談合情報に対する措置という2つの内容を記した書面を現説に参加した業者の代表者に書面で

交付します。そして、その上で契約係の担当者がその場で内容を読み上げ、注意を喚起しております。いわゆる談合防止関係におきましては、注意事項、幾つかあるわけですが、その7番目に、「入札者が明らかに協定し、また不正な行為があったと認められる入札は無効となるので、かかる疑いを招かないよう厳に注意すること」という一文がございます。また談合情報に対する措置の中では、入札前に談合に関する情報があり、信憑性がある場合は芦屋町談合情報対応事務要領に基づき次の措置を行うという前置きで、5点ほど注意事項を書いております。

1点目、入札日を原則として延期する。

2点目、入札に参加しようとする者をくじにより3割を限度として減じた上で当該入札を執行する。

3番目、入札の結果、情報どおりの者が落札した場合は、契約を締結した上でその後の指名において、当初入札に参加しようとした者全員に、三月以内の期間指名を回避する。ただし、落札した業者については、当該落札に係る契約期間及びその後の三月以内の期間、指名を回避する。

4番目、必要に応じて工事内訳書の提出を求める。

5番目、資格審査委員会の審議に基づき、公正取引委員会及び警察へ通報するという内容でございます。

それから2点目の罰則規定の強化ですが、そういう点では現行の芦屋町指名停止措置要綱がございしますが、この内容を見直し、具体的に言いますと、指名停止期間の長期化等の厳罰化に向けた検討を行っております。

それから契約違反のペナルティーに関しましては、契約締結の際に違約金に関する特約条項というのを契約書につけて契約しております。この内容につきましては、まず1点目、談合に関して公正取引委員会が課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、次に2点目として談合の罪に問われ、刑が確定したとき、この2つの場合には契約金額の10%に相当する額を、違約金として町に支払わなければならないという内容でございます。この特約条項は、今後ともすべての契約処理につけて取り交わしてまいりたいと考えております。

次に、第三者委員会、いわゆる入札監視委員会のことでございまいしょうが、手元にあります資料、ちょっと若干古いかもしれませんが、18年4月1日現在の状況では、全都道府県、それから全政令市、これは既に設置済みでございます。しかしながら、市区町村では1,688団体、全体の92%が未設置でございまして、郡内中間市においても未設置の状況でございまして。また設置しておる140団体中、44団体、これは31.4%に当たりますが、これが監査委員など既存組織を活用しているということでございまして、これらのことを含め、今後の検討課題とさせていただきますと考えております。

その他の防止策につきましては、昨日の辻本議員の質問でお答えしましたように、また先ほど

町長からご発言がありましたように、まず1点目として一般競争入札の対象工事について、現行5億円の引き下げ、2点目として予定価格及び制限価格を事前公表すべきか否か、3点目、一同に会しての現場説明会の廃止、4番目、指名業者名の公表が事前公表から事後公表へ、5番目として、指名業者の構成について一定割合は町外業者を選定することの可否、こういうことについて、4月1日施行に向け、検討している最中でございます。

それと3点目の入札結果の公表等々でございますが、入札結果の公表につきましては、現在窓口閲覧が、これには参加業者がすべて書いてありますし、予定価格、それから落札価格、どの業者がどの金額を入れたんだといういわゆる入札結果表を窓口閲覧で公開しております。それとホームページにも掲載しておるわけですが、ホームページの掲載は、いわゆる簡便型と申しますか、契約日、工事件名、それから契約金額、それと業者名、これらを公表することで対応しておりますが、今後はホームページの公表内容を窓口公表と同じ内容でホームページに掲載しようということを現在準備を進めております。

それから随意契約の関係ですけれども、130万円以上のいわゆる1社随契、これらに理由が付していないというご指摘でございますが、今後はこれは1社随契にするに当たっては、当然地方自治法施行令の根拠規定があるわけですので、その根拠条項を付するという、また契約変更についての変更理由、事細かな変更理由というのは不可能かもしれませんが、大まかな変更理由をつけて公表することについても現在検討しておる最中でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

昨日から入札制度改革や職員倫理条例の質問の中でお答えになったことも含めて、結果など詳しくご報告いただいておりますが、まず私が一番最初に挙げてます経過と対応ということでは、もちろん町民の方々を含め、皆様が先ほど来報告されてます1月28日に業者、いわゆる落札業者の逮捕というニュースが新聞で報道されて、翌日に町として報道機関に対する会見をされた、そのことから現在に至るまで、町民の方々もこの最終的な事件の決着がどういうふうになるのか、あるいはまだ余罪として出てくるのかという、そういうかたずをのんで注意して見ていらっしゃる状況の中で、私ども議会におきましては、2月25日に全員協議会を開いていただいたときに、先ほど来の経過、あるいは町の対応を聞くことができましたが、その1カ月後の議会への説明というのも遅いのではないかなとそのときは思いましたが、あくまでもそのときは報告でしたので、そこで意見やら申し上げることはできませんでした。その間、新聞報道、あるいは2回の町の会見の中でしか、町のいわゆるこの事件に対する姿勢というかですね、それをうかがい知ること

ができなかったんですけど、そういう中で1点だけちょっと先にお尋ねしたいのは、1月29日に業者逮捕の報道を受けて会見された際に、発注者の責任者として波多野町長のお姿がその会見場になかった、あるいはそういうお声が聞けなかったということでは、29日の会見に町長が出席できなかったのは、どういう理由からでしょうか、そのことをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 安高 直彦君

それでは、私の方からお答えさせていただきます。

第1回目の記者発表、会見と言いますか、これは先ほど言いますように私が対応させていただきました。それは今回のいわゆる入札の談合におきますいわゆる予定価格の最終権限者が私でございました。したがって、私の方が出席すべきであろうということで対応させていただきました。

それで、今回の場合は本来ならばいわゆる金額で行きますと、町長が最終権限者でございますけれども、町長はちょうど長期出張中でしたので、私が地方自治法の規定に基づく職務代理人として私が町長の職務代理ということになっておりましたので、私とその最終的な決裁を9月の13日にしたということから私が締めくくりをさせていただきました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

職務代理人、あるいは最終決裁者としてあの場に出て説明されたということでお聞きしますが、これはあえて町長にまた問うてもご回答があるかはわかりませんが、私ないしは町民の方々も、やはり発注者側の責任者というのは、その決裁についてはそういう状況だったので副町長がされたとしても、起こった事件の発注者側の責任者としては、やはり町長もそのとき会見されるべきではなかったかというようなことを私も思います。そして、町民の方からもそういう声を聞いたので、ちょっとあえて申し上げさせていただきました。

それで早速、具体的な質問に入りますが、先ほど来その経過の中で、この9月13日に行われた入札の業者というのは全部で7業者だったと思います。その中の2業者が事実上逮捕され、起訴されておりますが、あとの5業者に関しては略式起訴、そして各50万円のいわゆる略式の支払い命令が出されたというふうに報道機関、報道で知ることになっておりますが、この7業者のうちの町内業者は何業者なのでしょう、そのことを先にお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

私どもが町内業者という扱いをしているのには、一つ定義がございます。それは芦屋町でその生業を起こされて、起業されて芦屋町で営業活動されると。さらに発展的に、例えば北九州市に本社を移したといっても、これは町内業者扱いしております。芦屋町内に支店なり営業所を置かれておる、本社は別のところ、芦屋で起業されたわけでもないという業者さんは町内業者という扱いをしておりません。そういう観点で申し上げますと、この7社のうち6社が町内業者でございます。で、もう1社は町内に確かに支店は置いてありますけれども、本社は別のところにありますので、町内業者扱いということはしておりません。したがって、町外業者が1社混じったということでございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

そうしますと、先ほど来のすべてにおいて、質問のすべてにおいて回答された中と総合的に見ますと、6業者の町内業者は指名停止を受けていると。それでちょっと前後しますけれども、その指名停止の内容を、できればちょっと前後しましたけど、7業者の指名停止の内容、期間を先にお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

逮捕された2業者、私どもの指定停止措置要綱の中には、逮捕されたという事実、談合の疑いで逮捕されたという事実があれば、その時点で指名停止をかけるという要綱になっておりますので、逮捕された2社に対しては、その事実を知り、なおかつ決裁がおりました日から1年間の指名停止を行っております。

それから他の5業者につきましては、逮捕でないで公訴の提起を受けた、これは略式起訴であってもそれに間違いのないわけですから。その業者については9カ月の指名停止、他の5社すべてですよ、町外業者も含めた中で他の5社すべては9カ月の指名停止を行っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

そうしますと、先ほど回答いただいた、いわゆる町内業者と言われる6業者はすべて、もちろん

ん指名停止を受けてますが、もともとこの建設関係の工事に関して、一定のその金額の制約もあるでしょうけれども、例えば5,000万円以下、あるいは今回の場合は約1,400万前後の契約内容でありましたが、町内業者は、やはり同じく指名願をされてる業者も同じ6業者という認識でよろしいのでしょうか。ほかにもいるのでしょうか、あるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

指名願を出して、うちに登録されておるから指名の機会が与えられるわけでありまして、そういう書類を出されてないところを指名するということはありません。特に特許を持った特殊工事だとか、そういうものは可能性としてはありますけど、そういうことです。

今回の庁舎改修仮設工事の建築におきましては、予算金額は約1,500万弱でした。だからランクとしてはBランク、Cランク、この2つのランクの業者さんを指名すべき事案であります。そして、しかも数といたしましては7社以上という決まりになっています。指名業者の中でですね。そうしますと、建築業者はそのB、Cランクの業者さんは、この6社以外に町内にはありません。ありませんでした。したがって、町内の6社をまず選定し、じゃああと1社選定するわけですが、どこにしようかつちゅうのが指名資格審査委員会の中で協議した結果、町外業者ではあるけど芦屋に支店を置かれておる1社があるから、その1社をしようということで、資格審査委員会の中では、この7社の選定については、すんなり決まると、そういうことを思っております。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

いわゆる町内業者は6業者しかいないということで、まずもってその契約書の方は9月の契約事案でしたが、この事件のですね、事案は9月13日の入札でしたが、逮捕、2業者の最初の逮捕、あるいはその後ずれて、以下の5業者の略式起訴あたりのところでは、その逮捕からあるいは起訴、5業者の略式起訴の前後にかかるいわゆる工事に、今言う6業者のかかわった工事がいわゆる落札者がその6業者の中において、なおかついわゆる逮捕される前の契約ではあっても、その契約期間が例えば2月とか3月とかですね、そういうものもあると思いますが、そういうものについての対応はどういうふうにされたのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

ええとですね、この事件が明るみになるというか、1月28日の夕刊で報道されたわけですが、これ以前に入札を行い落札された業者と契約を結んだ事案はございます。そして、しかも工期としては28日以降、2月とか3月、こういった工事はあります、確かに。それらについてはさかのぼって契約を解除するとか、そういう法的な措置ができません。これはもう全国的に、大きなゼネコンであっても、そういう逮捕とかそういう事実の前に契約しとる事案については、きちっと工期までに完成していただくと。それが通常でございます。

それと、この事実が判明して、それからいろいろ契約を結ぶまで、契約を結ぶ段取りまでできとったんですけども、こういう事実が明らかになったために、この7社のうちの2社が落札した工事については、業者さんの方からもう辞退されました。辞退届が出ました。それで1件については工事を断念し、1件については再度メンバーをかえてというか、もう町内業者いないわけですから、町外業者が3社でもって指名競争入札をやりました。そういうことであります。

それと、当然この明るみに出て、指名停止をかけた間の指名については、停止はしてないんですけど、いわゆる回避、これは指名すべきではないと。事案としてもほとんどないんですね、もう年度末ですから。仮にそういうのがあったら、指名回避という措置をとっておった、こういうことでございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

いずれにしても、この事件によって、いろんな契約に関しても、いろんな混乱が生じているわけですが、いずれにしてもいろんな報道内容でしか私どもはこの経過なり問題点がわからなかったわけですが、もう1点だけ最終的に最後の質問をしたいんですが。報道の中で、もちろん今回の事件以外にも、係長の方が別な工事に対しても、設計価格に近い数字をばらしていたというような供述があるとかいう、それは報道の域を出ないんですが、そういうこともあった中で、その最初の会見の場で、もちろん副町長は職員の皆さんを信頼しているということでは職員の関与はないと信じていると。しかし、その後そういうふうな職員の関与もわかり、逮捕者が出たということで、調査、いわゆる最初の会見から2回目の会見までの間に何なりとその報道機関でもいろいろ指摘されましたほかの部署にも関係ある、あるいは先ほど報告されました、いろんな部署に捜査が行ってるということでは、その間の職員に対する調査なりはされたのでしょうか、されてないのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 安高 直彦君

今のお話ですが、職員に関してかなり警察の方から事情聴取もされておりますし、そういうふうな対応についての報告も受けております。したがって、そういった内容については承知しておりますが、この辺については、今新聞報道ではされておりますが、私は今回の裁判の経緯を見て、その辺の実態はどうだったのかということは確認したいと思っています。これはいろいろ報道されてる部分とどうなるかという部分は、私自身も思える部分はありますけども、我々も敬虔にそういったこととお話しするというのは、今は適切じゃないと思いますので、この裁判の経過を見て、どのように職員が問われるかということについては、裁判の中で承知したいなというふうに思っております。

職員については、非常に関係職員もかなり影響を受けております。非常に精神的にもかなり受けておりますので、その辺の、まずこういうことがないだろうなというような確認はしておりますが、いずれ落ち着いて今後のそういうふうな問題点がどこにあったかということも含めて、今後の改善に充てたいという気持ちでございます。

そういうことで、いずれ裁判になりますので、その中で明らかになると思います。そうさせていただきますと思います。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

いずれ公判が始まり、業者との関係性、あるいは職員としてどのような経過を見てこういう事態になったのかというのは、私どもも注意深く見ていかなければならないことと思っています。

それで、そういういろいろな反省点に立って、入札制度改革はもう昨日来、今も財政課の課長が詳しく説明されましたので、あえて具体的な内容に突っ込むということよりも今は検討中ということですので、今後そういうものが決まったときにはできましたら議会の方にも報告していただき、そのことをもって私たちも議会としてチェックしていかなければならないと思っています。

では、この入札契約の透明化のところではちょっと二、三お尋ねしたいことがあるんですが。まずこの入札結果の公表については、先ほど来、現状は窓口での対応では閲覧ができるようになっている。そしてホームページでも一応結果だけを示しているけれども、入札結果表と同様なものは決裁してないのでそういうふうになっているという前向きな取り組みがされるものと期待しておりますが、そのときにできればその落札率まで書いていただくと親切ではないかなと思いますが、一遍一遍落札率を計算すればわかることですが。今もちろん契約の入札結果表には予定価格、最低制限価格、この最低制限価格の今後は事前公表ということでそれも載るというふうに思いますが、落札率まで入るとより丁寧かなとちょっと思っています。

随意契約に理由書をつけていくのもそういうふうにしていくということですので、今後私がこの辺に書いてあるいわゆる積極的な情報公開については、ほとんど網羅されて取り組みをされているということですので、あえては聞きませんが、最後にこの情報公開についての一つだけぜひ町の方にさせていただきたいということでは、現在岡垣町議会では、その入札結果、結果ですね、いわゆる年間の結果の上期と下期、いわゆる半年ごとの入札結果表、結果報告です、表ではなくて。そしてそれには先ほど言いました落札率も入れて議会に報告されているんですよ。そして全国的にはこの入札にかかわる積極的な情報公開ということで、例えばこういう3月議会、6月議会、年間大体通常4回行われますけれども、いわゆる四半期に分けて、議会のたびに、いわゆる3カ月置きということになると思いますが、3カ月置きにも、貯金ではなくてもその1カ月前ぐらいまでは、そういう結果表を議会に提出されているところも先進的な事例としてあります。

そして、全国区知事会が昨年、おとしから18年度の12月から全国に向けて発信してますこの入札制度改革の中にも、議会への情報として、これはもう提案されてます。ですので、議長さんもいらっしゃいますけれども、これは行政からの積極的な情報公開ということで、そして私たち議員がチェック機関として、当然チェックがしやすいように、そういう努力をしていただきたいということを希望しますが、どうでしょうか、その辺に関しては可能かどうか、一言だけでも結構ですが。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

それは不可能ではありません。入札結果表を窓口で閲覧なり、今後はホームページで載せていこう、それは集計された一覧表ですので、それはつくることはやぶさかではありません。岡垣町はそういうふうになっているということですので、ちょっと岡垣町を調査いたしまして、検討させていただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

談合防止に向けて、その罰則規定に関しても、るる説明されましたので、あえてまた再度繰り返すことはございませんが、契約違反に関して、現行10%の対象を広げると、すべての契約に関して何かあった場合は10%にするというような説明を私、受けたような気がしますが、この契約違反の10%を20%に上げる、いわゆるペナルティーを強化する、これももう各自治体で、あるいはこれは全国的にそういうふうに罰則強化に向けて動き出してますけれども、この違反率のいわゆる違反率を上げる、この契約金額に対して10%の現行を20%とか上げるということは

検討課題には入ってないのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

現時点ではちょっと想定してなかったのですが、他市町の状況なり調べまして、その辺が主流であればその辺も検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

これは少なくとも県は昨年度からこういうものをしてますし、これも罰則強化の中に入ってる一つのテーマだと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それと談合があったときのいわゆる先ほどいろんな規定がありますよね。いわゆる逮捕されたりとだとか、起訴、略式でも起訴されたりとか、そういうものありますけども、その今最長が12カ月と思いますが、この最長12カ月上げると。これはどこも取り組んでいることですが、これに関してはどうだったですかね、先ほどの中に入っていましたでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

具体的な期間は申し上げませんでしたけれども、厳罰化に向けて検討するということで、基本的には県の指名停止措置要綱、これに準じた形にすべきではなかろうかというふうには思っております。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

テーマがちょっと前後しますが、先ほど来、情報公開の中で窓口で入札結果表を閲覧できると。それで私も今議員になって5年目ですけど、議会には同じ入札結果表がちょっとおくれて、ちゃんとコピーして写しが事務局に置いてありますので、私はいつでも見れますが、住民の方々がその入札結果表を見に行こうと思ったとき、あるいは私も議員の前に住民でしたから、そこで閲覧させていただいてましたが、ちょっと参考までに言えば、閲覧するときには氏名、住所、職業とか書かなければなりません。これはどこもそうしてるかもしれませんが、それを見たときに、どちらかという企業の方が多いかなという、それはいつも思うんですが、住民の方というのは

なかなかそこまで来て見ない。私もこの間、業者の方々とも何度かお会いしてる中で、とにかくあそこで見るとは敷居が高いと。要するに見られとると言うんですね。そういうのもあったりして、この入札結果表が今この仮庁舎でも、あるいは今度建てかえたそこでも二階でしょうから場所もあれですけど、情報公開ということでは本来なら予算書とかそういうものも身近なところで見れるようにという、これは全体的な情報公開の中の一つになるかもしれませんが、その中で私は市民のときに、町民のときに行ったときには、閲覧はできてもコピーができない。コピーが許されてないので、いつもノート、大学ノートに書き写して、それはそれは何十倍という時間を使って作業してきました。

この間、私も他町でいろいろ毎回そのあれを見るんですが、特に水巻町あたりはもうこの1月からホームページで全く同じその入札結果表が、しかも2年前にさかのぼって公表されるようになりました。もうあんなれば一番いいですけど。そしてわざわざ庁舎のあのやっぱり行きにくい場所に行かなくてもいいんですが。ただ窓口でたまたま見よう、コピーをとろうと思ったときに、コピーがもし可能であってもそれは20円という、この情報公開条例も本当に大きな問題で、今どきこの20円というのは、この県下では数自治体しかありません。

そういう意味で、町民により開かれた透明度の高い入札結果については、閲覧ないしは情報公開のあり方をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

確かに現在の運用は議員さんが言われるとおりでございます。当然改めます。ホームページに乗せれば、こういう環境が設定されとるパソコンを使える住民の方はそこからあれする。ただ若干即効性に欠ける可能性はあります。入札結果表ですと、それつくったらコピーしてファイルに閉じれば、その日でも見れるわけですけど、ホームページに乗せるためには若干の決裁の手続きとか、それからもちろんキャパシティの問題もありますし、若干タイムラグがあるかもしれませんが、ホームページには載せるように検討しております。

それから現在は確かに言われるとおりの窓口での閲覧だけ。だから、必要なところを筆記していただくということをしてます。コピーについてもですね、コピーについても可能なように、そしてそのやっぱり受益者負担ということになるでしょうし、コピー代、それからそれにかかわる人件費の一部というような観点から、今情報公開条例で定めております手数料、こちら辺と同額を今いただくようにしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

このコピー代を、それだけ10円ということは現法の条例が改正されなければできないかもしれませんが、これはコピー代だけの問題ではございません。情報公開条例の不備なこの改正も含めて、早々に手をつけていただきたいと思います。

そういうことで最後の職員倫理条例、これはもう昨日から辻本議員、あるいは川上議員の中でも町の方からの説明、あるいは川上議員からの再度にわたる条例制定を要請されてます。最初の課長の答弁では、担当課長の答弁では、ガイドラインを設けるということでありましたが、これがやはり条例というものになりますと、芦屋町の法律になりますから、それだけ町の姿勢というものがこれに反映されるものですから、ぜひ条例制定化をとということで早急に設定できるようにご尽力いただけますようお願いいたします。

最後になりました。最後に、芦屋町はこれまで長い間入札契約の見直しが行われておらず、この高落札が続いてきたことでは私もこの間、3年前、昨年9月と続けてこのことを指摘してまいりました。そしてまた昨日からの議員の質問に対して、前向きに検討されるということでは、今後この内容をまた再度点検していこうと思っております。

また今回の事件で職員が業者に情報を漏洩していたとされていることから、再発防止策として昨日来出ておりますいわゆる町民の信託を受けて公務にかかわるものの倫理性を確立して、町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公正な職務を全うできるよう職員倫理条例の制定というのは喫緊の課題として皆さんがそう思っているところでございます。実効性のある条例制定を、条例案を早急に制定していただくことを望みます。

私たち議員や町長など特別職を対象とした芦屋町政治倫理条例の責務規定の中では、町民全体の奉仕者として倫理性を自覚し、高潔性を明らかにして、いやしくも特定の個人や団体の利益を求めて公共の利益を損なうことがあってはならないとしています。

またその中の倫理基準では、町が行う工事などの請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して、特定業者を推薦または紹介するなど有利な取り計らいをしないことや、職員の公正な職務執行を妨げ、その権限もしくはその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこととしています。

このような既存の政治倫理条例と先ほど来、昨日からも言っております新設されるであろうこの職員倫理条例が制定されることで公正で開かれた民主的な町運営が可能になるのではないのでしょうか。もちろん入札契約の制度見直しや職員の倫理条例を広報紙や今後の出前講座などで町民に明らかにして、そして事業の皆様にも支援や協力を求めるため、今後の説明責任、町の説明責任を果たしていただきたいと思います。

最後に、今後は議会においても半期ごとに、先ほども申しあげましたように、せめて半期ごとに予定価格や落札率を明記した入札結果報告の一覧表を示していただくなど、積極的な情報公開により議会がチェック機関としての機能を高められるよう要望して一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、岡議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ここで10分間休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時07分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、10番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

おはようございます。10番、益田美恵子、一般質問をさせていただきます。

初めに、地域子育て支援センター事業についてお尋ねいたします。

芦屋町次世代育成支援対策地域行動計画の基本目標として、基本理念「地域全体で地域の特色を活かしながら次世代を育てる」の実現へ向けて、国の行動計画策定で示された内容に準じ、子育てを取り巻く環境などを考慮し、以下の5つの基本目標を定めることとしたとあります。1、すべての子どもと子育て家庭への支援、2、仕事をしながら子育てをしている人への支援、3、親と子がともに学び育つ環境づくりのための支援、4、親となるための支援、5、すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくりへの支援とあります。これらの基本目標実現のためには、子育て支援センターの設置が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

2点目、心身障害児通園療育施設「すぎな園」についてお尋ねをいたします。

町長の施政方針の中に、20年3月をもって閉園するとありましたが、閉園後の利用計画がありましたらご答弁をお願いいたします。

3、福祉計画についてお尋ねいたします。

芦屋町障害福祉計画、また高齢者保健福祉計画という個別の計画はありますが、統括された福祉計画策定の計画がありましたら、よろしくをお願いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

役場生活最後の答弁の機会を与えていただきましてありがとうございます。

議員ご指摘のように、本町の行動計画、まず地域子育てセンター事業についてですが、5つの基本目標を定めております。内容はご指摘の内容でございますけれども、もう皆さんわかるとおり、これをかなえていくためには本福祉課だけではなくて、総合行政といいますか、地域住民を巻き込んだ、また社会福祉協議会だとか、あらゆる福祉に関わる人達を巻き込んだ展開をしなければ実現は難しいというふうに思います。そのためにもやはりそういうスタッフが結集する場所、まさにご指摘の子育て支援センターというのが必要であるというふうに私どもも考えておるところでございます。

2点目の、遠賀郡心身障害児通園療育施設「すぎな園」についてでございますけれども、残念ながら、諸般の事情で本年の3月をもって35年、「すぎな園」としての35年の歴史を閉じることになりました。ただ委託替えということで、今晚新しく岡垣町にできます社会福祉法人日本傷痍者更生会の方に遠賀郡4町で利用委託替えをいたしまして、今までと勝る劣らずの療育通園をしていただくように、現在その準備をいたしておるところでございます。

担当課といたしましては、この新しい施設、名称は「くすのき園」という施設であります。そこへ向けてのスムーズな委託がえができるように、保育の引継ぎを初め、諸般の準備に勢力を注いでおるところでございます。閉園後の施設の跡地利用、活用につきましては、近くに保育所があるとか、社会福祉協議会、みどり園、作業所、いわゆる福祉ゾーンの地形を考えると、何らかの福祉施設に思いはございますけれども、今言いましたように所管課としましては、引き継ぎに勢力を注いでおりまして、跡地活用についてはまだ十分な議論はいたしておりません。今後、この活用につきましては、全町的に検討されていくものというふうに思っておるところでございます。

それから要旨3点目の福祉計画についてでございますけれども、ご指摘の計画は地域福祉計画というものでございまして、その根拠は社会福祉法の107条で、市町村の努力義務、策定の努力義務というふうになっておるところでございます。県内で66市町村のうち23市町村が既に策定済みであるというふうに聞いておりますが、その必要性は所管課としても十分認識はいたしておりますけれども、ご存じのように現在いろんな法律で個別計画の策定が義務づけられております。うちにも障害者福祉計画というのもございますし、子育て支援計画もつくりました。高齢者福祉計画等々、いわゆる縦の福祉計画をつくる義務がどんどん出てまいりました。その後またすぐ見直しという時期にも来ておりまして、なかなかそれらの個別の計画を総合的にコーディネートしたこの地域福祉計画の策定の事務をやっていく現状に残念ながらおられません。この計

画は福祉部門だけでなく、先ほども言いましたように総合行政として民間や地域も巻き込んだ、あらゆる関係課を巻き込んだ計画であるというふうに認識をしております、その必要性は十分あるというふうに思っておりますので、今後とも計画策定に向けて、それぞれの関係機関や団体、地域の皆さんと協議しながら策定に向けて努力をしていきたいというふうに思っておりますので、

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

木戸課長には、本当に最後の質問の、本当は本来だったら同じ委員会ですので話しかけたいと思いましたが、やはり大きな支援センターの問題でございましたので、最後にお気持ちを聞かせていただきました。

本当に最後にこの次世代育成支援対策地域行動計画というものを木戸課長を中心として17年の3月にすばらしいものができ上がっております。この中に支援センター問題も掲げられているわけですね。本当に先ほど課長も言われましたように、支援センターの必要性はやはりあるということでご答弁いただいておりますので、やはりきょうはいいご返事をですね、町長にも後で質問させていただきますけれども、木戸課長を飾る意味での、やはり退職を飾る意味での本当にご返事を、答弁をいただければありがたいなど、このように思っています。

厚生労働省の中に、男女共同参画関係予算がございますが、いろんなどころに予算化されてるわけですね、子育て支援対策につきましては。だからつくるときにおきましては、どこに予算化されてるかというのは、この子育てというのは学校関係にもありますし、すべて今木戸課長言われましたように、地域福祉が一体化されていないものですから、個々の福祉を担当課が受け持っているという分野でございます。だから、調べていただければどこの課の中に予算が組まれているというものは、そこでわかるかと思いますが、厚生労働省の男女共同参画の中にも関連予算はあります。その中に「男女の職業生活と家庭、地域生活の両立の支援」という中に、子育て家庭への支援の充実、また集いの広場事業の創設とか、それは集いの広場というのは専業主婦を中心として、子育ては働いてるお母さんだけでなく、専業主婦でもすごく今子育てで悩んでいるわけですので、その専業主婦に対する集いの広場事業というものを疑われております。

また地域子育て支援センターの整備というのは、この男女共同参画関係の中にも予算化をされております。今この後で申し上げますけれども、アンケートがすばらしく、全部の方の返答が返っておりませんが、60%ぐらいの回答の中にいろんな悩みを抱えておられるということの実態が、この次世代支援行動計画を見たら網羅されておりますので、これを中心に検討してい

ただければ、素晴らしいものができ上がっていくと、このように思っております。

新エンゼルプランの中にも、地域子育て支援センターの整備というのほうたわれておりますし、これはちょっと遅きに失したかなという感が否めないわけではありません。だけど、行動計画が17年度にでき上がったわけですから、今度は20年度ですので、大体5年単位で目標数値を掲げられておりますので、きのうも貝掛議員のご答弁の中で14事業の答弁をされておりました。その14事業の中にも地域子育て支援センターというものが入っております。それと集いの広場事業というものも14の中の目標数値の中に芦屋町の中に掲げられておりますので、これを基準にしてぜひ考えていただければありがたいなと、このように思いますけれども、私もちょっとご返事は、最後で構いません。自分の思っていることをまず述べさせていただきます。

先ほど課長が言われましたように、次世代育成支援行動計画が義務づけられてこれができるわけですが、地方自治体ではその行動計画に基づいて子育て応援プランと連動して、これは05年から5年間、地域での実施案を策定するものが義務づけられているということですので、5年間の中にこの支援センターも集いの広場というものもつくり上げていくという計画が重ねてあるわけですね。だからぜひその点を考慮していただいて、今後の事業の展開の中で進めていただければありがたいなと思っております。

子育て支援センターの狙いというのは、課長、どんなところにあるとお考えですか。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

子育て支援事業というのは、ご指摘のように国の補助事業のメニュー14事業の中から1つに入っております。そこに書かれてます狙いというのは、主に相談業務でございまして、いろんな悩み事等を相談するというのが一つの大きな支援センターの目的だろうというふうに思っていました。

ただ私どもとしてはこの支援計画にもうたってますが、相談業務、なかなか全国事例を聞きますと、相談に来いといてもなかなか来んらしいですね。あるいはそういう相談業務と同時に、先ほど集いの広場という、違う別の事業もあるんですが。いわゆる相談とか堅苦しいことではなくて、いわゆる子ども連れでここに来て過ごす、リフレッシュする、そういった場所も機能も取り組んだような、また14事業の中でもまた保育関係でもできてない事業がございます。例えば、ショートステイだとか、トワイライトだとか、延長保育、今延長保育も7時までしかやってませんけども、現状の労働条件の中でそれ以上働いている方おられると思うんですね。そういった時間延長の問題がある。そういったできていないものをそこにセンター、芦屋のセンターですから、総合的にコーディネートしていく、そして支援をしていくというような中身の支援センターでな

ければならないというふうに思います。そのためには非常にスタッフが要ってくるわけで、これはある程度専門的なスタッフも必要です。建物だけでは生かされないというふうに思ってますから。そういったものが絡んできたときにはやっぱり十分なスタッフも整えていくということが非常に重要だろうというふうに思います。中身についてはそういうことで、単なる相談業務じゃなくて、そういったものがある程度叶えられるような事業内容にした方が有効であろうというふうに考えるところであります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

今課長がおっしゃったとおり、あくまでも全般的な子育て支援事業に関する情報の提供、アンケート、後でお知らせしますけれども、やはり情報が得られないというお母様もいらっしゃいます。それから相談と条件及び利用はどういったところにあなたの問題についてはこのようなところに言って行ったらいいですよという、そういった斡旋をしていただく。それでこの子育て支援センターが設立されれば、そこに皆さんの悩みがある程度解消されていくのではないかと、このような思いがいたしております。

このニーズ調査の中に、お母様方が働いている家庭が、フルタイム、それからパート、アルバイト、自営業、家事、あわせて120人、アンケートの結果ですから。40.5%の方が何らかの仕事についておられるということです。

それから小学校児童のお母様方においては、67%の方が就労をしていました。その中での子育ての悩みとかが、後のこの問題に出てくるわけですが、子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることです。どういうことが悩んであるかと言えば、育児の方法がよくわからない、27名いらして、パーセンテージは8.2%が多いです。その中でも病気や発育、発達に関すること、これが45.9%も悩んでおられます。それから食事や栄養に関すること、これは111人で33.5%、数字的には少ないところがありますけれども、地域の子育て支援サービスの内容や利用、申し込み方法がよくわからない。それから子育てのストレスがたまって、子どもに手を上げたり世話をしなかつたりしてしまうというものもございます。これが児童虐待につながっていったのではないかと。最近においては、このアンケート調査においては、近所のお母さん方と連絡とりあっていると、両親に相談しているというものもございますが、やはり不登校の問題とか、そういった悩みもこの中にはありますので。

数字的にやっぱり見逃せないものですね、小さくても子どもを叩いてしまうときがあるという、どうしてもストレスが、働きながらとか、専業主婦であっても今リフレッシュタイムを必要とし

ておるお母様方がたくさんいらっしゃるということで、専業主婦だから子育て大丈夫というのは、今もう考えにくいという状況になっています。だからストレスから来る子どもに手を上げたり、世話をしなくなったりして、実際やっぱりお見受けすることがあります。「お母さんはどうしてるの」って聞いたら、「寝てる」とかですね、「何も食べてないの」と言ったら「うん、食べさせてもらってない」とかですね、やっぱりあるんですね。そういったところのお母さんも何かやっぱり悩んであったりとかいろいろあるんだろうと思うんです。ストレスから来るものとして。そのようなことをやはり支援センターがあれば、そこに相談に行くこともできるという問題であります。

それから子育て支援の充実に向けて芦屋町に期待することということで、児童館など親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しいというのが一番多いですね。子連れでも出かけやすく、楽しめる場所をふやしてほしい、子育てに困ったときに相談したり、情報が得られる場をつくってほしいというこのようなアンケート調査が、ニーズ調査が現実に出てるわけですね。だから、あとは専門的な職員にも必要だということでございますので、そこは行政側で何としても取り組んでいただいて、何としてもやはり支援センターをつくるかどうかというその前向きな姿勢、どうなのかというのをお聞かせ願いたいと思います。町長。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

昨日も貝掛議員の方から人口問題、それから子育て支援等についてご質問がありました。

まず全体で申し上げたいのは、いわゆる私が町長に就いておりますが、これは誰しもが思うことなんでしょうが、やはり政治というものはやはり福祉と教育、それがやっぱり大きな命題で、どうするかということが大変大きい。そして弱者に対してどのように税を配分するか、そして少し強い人といいますか健全者には我慢していただくと、これは今我々が今現在やらなくてはいけない政策ではないかと私は肝に銘じております。

その中にありまして、今議員言われた子育て支援につきましてもしかり、少子高齢化に伴いまして、なかなか今芦屋町、花美坂に若い方がたくさんおられるわけですけど、私もよく耳にします。そして核家族化でなかなか悩みをだれに相談していいかわからない、聞き方がわからないという方が非常にたくさんおられる。そして昨日の貝掛議員の話。やはり人口問題、ちょっと話を飛ばさかわかりませんが、自衛隊さんも昔は芦屋に住む、転勤があつて芦屋に住むと。かなりおられたんですが、最近では自衛隊の方がもう町外に住むことが多くなった。まあこれはいろんな要因があると思いますが、総合的な判断をいたしましても、この子育て支援センターというものの設置というのは芦屋町にとって、私は大命題だと思っております。課長からもるございましたよう

に、これは非常に多岐にわたります。役場の課で申し上げますと、健康対策課、学務課、社会教育課、環境福祉課と四課にまたがっている。幸いなことに来年、本年までは教育委員会は町民会館、健康対策は病院の方にと、ちょっと方々にいっておりますので、本年、本庁舎の工事が終わりましたら、教育委員会は本庁に移り、すべての行政機能が本庁に集約されますので、その辺の縦割りを本町の中ですぐ身近で協議できるというまずスタートラインができるんじゃないか。

今からの行政は縦割りでなく、やはり世の中いろいろ複雑化しております。法律もどんどん変わってきた。そういう中でこの子育て支援というのは多岐にわたっておりますので、必ずやこの問題は全庁的に、総合的にやらなければならない。やるかどうかではなく、やらなければならない。これは大命題だと思っているわけでございます。芦屋に合ったやり方、そしてメニューのあり方だとかいろいろあると思いますが、それはまたこういうプロジェクトチームをつくりまして、実現に向けてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

ありがとうございます。それではこの支援センターのことにつきましては、全般にわたって検討していただくということで、これで終わらせていただきます。

あとも関連してまいりますけど、すぎな園についてでございますが、すぎな園の横には、緑ヶ丘保育所があります。地域行動計画の中にも公共施設の開放、親子の居場所づくりとなっております。地域の親子の居場所として、育児、家事専門家庭の保護者を含むすべての子育て家庭を対象に子育て不安の解消や情報交換の場として機能することが期待をされています。

芦屋町では公共施設の開放をしているものの、親子の居場所づくりとして機能を持っていないため、今後実施していく方向で検討していきますというこの行動計画の中にあります。保育所開放、遊びの会の実施ということもうたわれておりますので、今後、すぎな園が閉園になりましたら、三十五年間でしたか、長きにわたって心身障害児通園施設として利用され、愛されたものが閉園することにより、通園児や保護者の方に不安と迷惑をかけたことは事実であります。その意味合いからも皆さんに喜んでいただける施設利用計画をよろしく願いたいと思いますが、すぎな園のまだ計画においては、課長の話ではまだまだ全庁挙げて検討していきたいということでございますので、私はできたらこのすぎな園が一番親御さんの意思を酌めるんじゃないかという気持ちを持っておりますが、最後にこの点についても町長に一言お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

すぎな園の跡地問題でございますが、今課長がお話ししましたように、3月28日がすぎな園の卒園式と閉園式の式典があるわけです。今この時点ですぎな園の跡地をどうするのかというのは、やはり親御さん方に対して神経逆なでする問題ではないかと思えます。そのことを前提として、しかしながら、現実的にはあそこの跡地問題は協議しなくてはならないわけで、このことにつきましてはまずは行政なり検討委員会で協議されることになると思えますが、個人的には私はずもともとはあの建物は子どもたち用にトイレ等々の中身がそういう形につくっております。横には緑ヶ丘保育所もあるし、個人的には私もあの場所が一番いいんではないかと思っておるわけですが、ただただ町の計画にはいろんな計画がございますので、その中にはめましてですね、いろんなまた非公式ではございますが、あと優遇したいという要望を持っておるわけがございます。そういうこともいろいろ含めまして、検討委員会におきまして、検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

ありがとうございました。

それでは、最後の福祉計画について、先ほど課長の答弁の中にも、余りにも幅が広くてですね、統括していくというのは本当は大変なことであるかと思えますが、やはり担当課だけしか目に入れないとか、つくり上げてないという部門においては、やはり全般的に知っていただくということはできないんではないかという思いがあります。やはり福祉行政、総合行政ということで先ほどお話がありましたけれども、やはり今後時間がかかっても全般的な総合行政の中で地域福祉計画を、これはやはり目標としては掲げられていると思えますので、その方向性に向かって進んでいっていただきたいと思えますが、最後にご答弁をお願いします。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

同感でございますので、そういう方向で検討させていただきたいと思えます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

大変ありがとうございました。終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、益田議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時38分散会
